



今号の ひとこと

国の研修資料（従事者向け）から、0～5歳の保育が、もっと安心安全になるところを中心にまとめました。手続きの話はありません。あしたの保育で、ひとつだけためしてみてください。

1 だっこも、おんぶも、保育の仕事です

国の資料には、未就学児を膝に乗せる・おんぶするといった行為は「業務として行い得る」と書かれています。安心して、いつもどおりの保育を。

気をつけたいのは、つぎのような関わり方です。

- ・必要以上に長い時間、抱きしめる
- ・特定のこどもにだけ、くり返し関わろうとする
- ・寝かしつけで、特定のこどもとだけ添い寝をする

だから、ふだんの関わりは「ほかのこどもや職員から見える向き・見える場所で」「なぜそうするのかを、言葉で説明できる形で」。それだけで、こどもも、保育者も、守られます。

2 お世話は、必要な範囲で、見える形で

おむつ替え・着替え・トイレ・入浴のこと。

- ・発達から見て必要のない介助はしない。こどもが「自分でやりたい」と示したら、その気持ちを大切に
- ・理由もなく、特定のこどもにだけ介助をしない
- ・おむつ替えで衣服の上から陰部を触って確かめるなど、誤解を受けるやり方をしない
- ・写真・動画は園の機器で、園のきまりで。私物のスマートフォンでは撮らない

園で手順をひとつに決めて、みんなが同じやり方に。「見える形」は、保育者を疑うためではなく、保育者を守るためのものです。

3 小さな変化に、複数の目で気づく

乳幼児は、いやだったことを言葉にできないことが多いもの。からだ・こころ・行動の変化がサインになります。国の資料にある例です。

- ・からだ：体調の不調（頭痛・腹痛・吐き気）、眠れない・怖い夢を見る、食欲の変化、頻尿・夜尿
- ・こころ：元気がない、または過度に元気、情緒が不安定、イライラ、自信をなくしている
- ・行動：人との距離が急に変わる、からだを触られる・肌を見られるのを嫌がる、性的な言動の変化、特定の人を過度に避ける・近づく

こうした変化は、ほかの理由でも起こります。だからこそ、「気になる」と思ったことは、その日のうちに職員どうしで共有を。国の資料も、こどもの観察は「可能な限り複数名で」と書いています。

4 声をかけるなら、「最近どう？」から

変化に気づいたら、「最近どう？」「元気がないみたいだけど」と、ふだんの対話につなげます。

「誰かから嫌なことされてない？」「触られたりしなかった？」「〇〇先生のこと、どう思う？」のような具体的な問いは、暗示や誘導になるので控えます。

こどもは、すぐには打ち明けられないことが多いもの。一度で終わらせず、続けて気にかけます。日ごろから「この先生なら話せる」とこどもが感じられる関係づくりが、いちばんの土台です。

ことばの小さな辞典

- | | | |
|---------|--|---|
| 不適切な行為 | | それ自体は性暴力ではないが、仕事に必要なとも言えず、続くとな性暴力につながりうる行為。範囲は園が決める |
| 記憶の汚染 | | こどもが何度も聞かれたり誘導されたりして、本来の記憶が変わってしまうこと。幼いほど起きやすい |
| 報告ルール | | 職員が気づいたことを、だれに・どう伝えるかの園の決まり。法律で、園が定めることになっている |
| 前科のたしかめ | | 法律の「犯罪事実確認」。園がこども家庭庁を通じて職員の前科の有無を確かめる。結果は第三者に伝えない |

5 こどもから打ち明けられたら。覚えておくのは、3つだけ

① 聴くのは最小限に

「誰が」「何をした」がわかれば十分です。「なぜ」「いつ」「何回」は、保育者からは聞きません。話を促すなら「うんうん」「それで?」「そのことを話して」。

② こどもに負担をかけない

同じ話を、何人も職員のくり返し聞かない。くわしく聴くのは、警察など専門の人の役目です。

③ こどもの言葉を変えない

保育者は、こどもが使った言葉だけを使います。こどもの「当たった」を「触れたんだね」と言いかえない。「それはいやだったね」と足さない。こどもの記憶が変わってしまう「記憶の汚染」を防ぐためです。

聴くあいだは、驚きや怒りを顔に出さず、穏やかに。最後は「話してくれてありがとう」。こどもが自分を責めていたら「あなたは悪くない」。聴いた言葉はそのままメモに（日時・場所も）。遅くともその日のうちに、園長や主任（管理者）に報告します。報告したあとは、改めてこどもに聞き返しません。

つい言ってしまうがちな言葉

- × 「どうしてついて行ったの？」
- × 「つらいことは忘れましょう」
- × 「本当なの?」「嘘でしょう?」
- × 「気のせいじゃないの」
- × 「（別の）〇〇先生に相談して」
- × 「絶対に許せない」「かわいそう」
- × 「誰にも言わないよ」

こどもに「誰にも言わないで」と言われたら：「あなたを守るために、チームで対応する。だから、秘密にはしておけない」と丁寧に伝え、何が不安なのかを聞いて、いっしょに考えます。

6 同僚のことで「あれ?」と思ったら

これまでの事案では、「信頼の厚い職員だったので、言っても信じてもらえなかった」「違和感があったが、言わなかった」ということが多くありました。

- ・ 聞き出したことを、解釈を足さずに記録する（だれが・どこで・どうしたか。自分がいつ・どこで見聞きしたか）
 - ・ 園の報告ルールにそって伝える（匿名の窓口や外部の窓口があれば、そこでもよい）。ひとりで抱えこまない
- 「不適切な行為」の段階で園が早めに対処することが、こどもを守り、同僚を守ることに繋がります。ふだんから、ちょっとした違和感を口にできる職員室でありたいですね。

園でいまできること 保育者の7つ



- ☐ だっこ・おんぶ・添い寝・排せつの介助は、見える場所で、理由を言える形で
- ☐ 写真・動画は、園の機器と園のきまりで
- ☐ こどもの「気になる」変化は、その日のうちに職員どうしで共有（複数の目）
- ☐ 声かけは「最近どう?」から。具体的な問いはしない
- ☐ こどもから打ち明けられたら：聴くのは最小限・負担をかけない・言葉を変えない・「ありがとう」・その日のうちに報告
- ☐ 園の「報告ルール」（だれに・どうやって）と相談窓口を、いちど確かめておく
- ☐ 園が決めた「不適切な行為」の範囲（服務規律など）を読んでおく

これからの予定



2026年12月25日

こども性暴力防止法がスタートします。

施行の日から3年以内に

いま働いている、こどもと接する仕事の職員について、園が「前科のたしかめ（犯罪事実確認）」を、こども家庭庁を通じて行います。職員がすることは、園から案内が来たら、国のシステムに本人情報を入力し、戸籍の情報を登録すること。早めにすませておくことで安心です（園が申請してから結果が出るまで、日本国籍の人で2週間～1か月がめやす）。



見えるところで、いつもどおりに。それが、こどもにも保育者にも、いちばんやさしい形です。

出典：こども家庭庁「こども性暴力防止法に関する研修資料（従事者向け）」（2026年10月掲載版）第2～6章をもとに、こどものそらが保育所向けに整理しました。

発行：社会保険労務士法人こどものそら舎 team@kodomonosora.jp